

令和 7 年度 さいたま市立徳力小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立徳力小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめる児童（生徒）に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童（生徒）が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童（生徒）への指導を組織的に行う。
- 10 いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童（生徒）の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適切に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいる事

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認をする。

Ⅳ 組織

Ⅰ いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2） 構成員：校長（委員長）、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員（自治会長・PTA 会長・民生委員児童委員・絆教室実行委員・防犯ボランティア・岩槻北陵高校校長・児童養護施設いわつき園長）

※委員長は必要に応じて、複数の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

（3） 役 割：学校いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実行を含む）

（4） 開 催

ア 定例会（年2回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導等委員会等と兼ねて毎月開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（5） 内 容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 計画委員会

- (1) 目的:いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員:計画委員(4年～6年:各クラス男女各2名)(特別支援学級「あおぞら」在籍児童は、交流学級に含める)
- (3) 開催
 - ア 定例会の回数 ← 年2回開催(6月、2月予定)
 - イ 臨時会(必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止(学校いじめ防止プログラム)

1 道徳教育の充実

(1)教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2)道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくりと一人ひとりの思いを込めた「いじめ防止短冊の掲示」
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりや PTA 広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1)「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2)直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3)「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようになる。
- 授業の実施：1・2年→11月 3年→6月 4～6年→7月 予定

5 メディアリテラシー教育を通して

・「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。6年生(6月)

6 その他、人権教育週間の推進、図書館の活用、様々な体験活動の充実、さいたま市子ども会議、いじめ防止シンポジウム、心を潤す4つの言葉推進運動、教育相談週間、いじめ防止簡易アンケート、お話朝会でのいじめ防止呼びかけ、児童会の呼びかけ、とくり木(いいとこさがし)など

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。 ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1)健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2)授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3)休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4)給食：班から机を離れて食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5)登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1)アンケートの実施：4月 9月 1月(年3回以上) ※必要に応じて実施する。
- (2)アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3)アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、記録

を取り保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを「6月と11月」に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談の実施

- (1) 年5回、教育相談日を設定する。(必要に応じて随時実施)
- (2) 児童に対し年3回の教育相談週間を実施する。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①教育相談(さわやか相談室)だよりの発行
 - ②SC、SSW、さわやか相談員、教育相談室との連絡

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 11月(必要に応じて年1回以上実施)
- (2) アンケート結果の活用
アンケート結果に応じて、保護者(児童)と面談を行う。面談した保護者(児童)について、学年・学校全体で情報を共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員児童委員・主任児童委員: 民生委員児童委員・主任児童委員連絡会(年1回実施: 6月)
- (2) 防犯ボランティア : 交通防犯協力者会議(学期1回実施: 7月・12月・3月)
- (3) 学校運営協議会委員 : 学校運営協議会(年3回実施: 5月・12月・2月)
- (4) 児童養護施設いわつき : いわつき連絡会(学期1回実施: 4月・8月・1月)★毎月の生徒指導等委員会にも代表者参加

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。学校の教職員が、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき学校の組織的対応につなげていく体制を整備する。

○校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、校長を補佐する。

○教務担当者は、情報を集約する。

○担任は、事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長(教頭・教務担当)に報告する。

○生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○教育相談主任は、収集した情報に応じて、管理職と教職員とのパイプ役を行う。

- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に発達障害等が要因として考えられないか情報収集を行う。
- 養護教諭は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改定）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

- ・年度当初の職員会議で、本校のいじめ防止基本方針の確認を行う。

(2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

- ・「心と生活のアンケート」の結果に応じて、生徒指導等委員会で検証する。

2 校内研修

(1) 「わかる授業を進めること」

○学習のユニバーサルデザイン化

- ・学習のユニバーサルデザイン化を推進し、一人ひとりを大切にする授業の実施

○授業規律

- ・学習のルールや授業規律の徹底に向けた取り組みについての周知徹底

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

○児童理解など

- ・事例研修等による、カウンセリングマインドの習得

(3) 情報モラル研修

- ・インターネット等を通じて行われるいじめ対応

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 いじめ防止対策委員会の会議、校内研修等の実施時期

- (1) いじめ防止対策委員会の開催時期（予定）6月、2月

- (2) いじめの問題に関する校内研修の開催時期

4月上旬 学校いじめ防止基本方針研修

8月（夏季休業中）生徒指導に係る伝達研修